

おおた健康経営事業所認定審査委員会設置要綱

令和元年8月15日

31 健健発第 10991 号部長決定

改正 令和4年3月18日 3 健健発第 12231 号健康政策部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、おおた健康経営事業所の認定に係る審査等を行うため、おおた健康経営事業所認定事業実施要綱第2条第1項2号及び第12条に基づき、「おおた健康経営事業所認定審査委員会」を設置し、委員会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) おおた健康経営事業所の認定審査に関すること。
- (2) 別途定める「おおた健康経営事業所認定事業実施要綱」の認定基準等の改正に関する事項
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員の構成及び委嘱)

第3条 委員会は次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱（区職員を除く）する委員7人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 産業
- (4) 区職員
- (5) その他必要と認める者

2 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員任命後、委員長選出前の委員会の会議は、区職員選出の委員を代表する者が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の議事を効率的に審査するため、委員は会議開催前に書面による予備審査をすることができる。

(報償費)

第7条 委員に対する報償費は、別に定める。

(処務)

第8条 委員会の処務は、健康医療政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。